

令和5年度調達等合理化計画の自己評価

国立研究開発法人水産研究・教育機構

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）</p> <p>(1) 一者応札の低減に向けた取組</p> <p>① 入札案件について事業者が計画的に入札等への参加準備を行うことができるよう、各入札案件の発注予定情報を、機構のホームページにて公表する。 発注予定情報の提供時期は、入札案件ごとにできる限り前倒しするとともに、定期的な更新を確実に実施する。 【発注予定情報の件数】</p> <p>② 発注時期の早期化、入札等公告期間の延長、仕様書における業務内容の明確化、入札公告の他機関への掲示依頼による周知強化など、事業者が入札等に参加しやすい環境整備の取組を強化する。 【入札等に参加しやすい環境整備の取組内容】</p> <p>③ 入札説明書等受領者に対して入札等に関するアンケート調査を実施する。 特に、一者応札・応募となった案件については、アンケート調査への協力を積極的に働きかけるとともに、入札説明書等受領者で入札不参加であった事業者に対し、契約担当者が電話等によるヒアリングを実施して、入札不参加の各案件の一者応札・応募原因を確実に把握し、その原因に応じ、一者応札・応募の解消に向けた具体的な取組を行う。 【アンケート回収率】</p>	<p>・各事業所の契約担当者が各入札案件の発注予定情報をホームページに公表した。公告を必要とする案件は356件であり、発注予定情報の公表件数は、337件であった。 ・発注予定情報の提供時期については、前年10月から開始し、月一回の定期更新を実施するとともに、随時更新も実施した。</p> <p>・過去に一者応札となった案件で、例えば、近接する2事業所分のA重油の入札について、当該地区の官公庁における同様の入札案件を調べ、入札に参加した事業者へ当機構の入札への参加を呼びかけた。このような取組が一者応札の解消につながっている。</p> <p>・入札説明書等受領者に対してアンケート調査を実施し、一者応札・応募となった案件を中心に、アンケート調査への協力が得られるよう、調査対象者に対して積極的に働きかけを行った。この結果、アンケート回収率は、62.2%であった。 ・アンケート調査により一者応札・応募の原因が把握された案件については、その原因に対応した具体的な取組を行った。例えば、国際会議における日英同時通訳及び反訳書作成業務の調達において、令和4年度のアンケートで他業務と重複して対応困難であるなどの意見が寄せられており、令和5年度の調達では、公告期間を早期化するとともに、契約締結から業務開始までの履行準備期間をより長く設定したことにより、一者応札が解消した。</p>	<p>・発注予定情報の公表件数は、337件であり、定期的な更新を実施しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・事業者が入札等に参加しやすい環境整備の取組を強化しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・アンケート回収率は、62.2%であり、一者応札・応募の原因を把握し、その原因に対応した取組を行っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p>

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>(2) 調達金額の節減と業務の合理化・効率化に向けた取組</p> <p>① 各研究所等で共通して使用する物品等の調達について、機構全体を取りまとめて一括調達する取組を行う。 【一括調達の対象品目】</p> <p>② 他法人との共同調達について、継続案件の実施については、他法人との事務負担の平準化を配慮して実施する。また、現在実施している共同調達について、他法人の参加が可能かどうか検討する。 【共同調達の件数】</p> <p>③ 施設の維持管理、設備・機器等の保守管理など、単年度契約ではなく複数年契約を締結することにより、業務の合理化・効率化及び経費の節減が図られると考えられる調達について、複数年契約を推進する。 【複数年契約の件数】</p> <p>④ 研究開発用品などの物品の調達について、調達事務の簡素化と調達に要する時間の短縮を図るため、公正性・透明性を確保しつつ、単価契約を推進する。研究所で、庁舎ごとに同一の物品を調達している案件については、研究所単位でとりまとめができないか、取りまとめる地域、経済性などを考慮して実行することを検討する。 【単価契約の件数】</p>	<p>・前年度に引き続き、価格情報誌、海洋観測調査機器、汎用ソフトウェアライセンス、電力、ノートパソコンについて一括調達の取組を行った。</p> <p>・令和6年度中の契約締結に向け、新たにレンタカーに関して、事業所の利用状況を調査し、取りまとめて仕様書を作成するなど調達準備に取りかかり、対象品目の追加を推進した。</p> <p>・前年度に引き続き、コピー用紙を2件（当機構と国立研究開発法人海洋研究開発機構の2法人、当機構と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の2法人）、重油を1件（当機構と国立研究開発法人森林研究・整備機構、農研機構の3法人）、灯油1件（当機構と農研機構の2法人）を共同調達しており、他法人との事務負担の平準化を配慮して合計4件の共同調達を実施した。</p> <p>・新たに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所がコピー用紙の共同調達に参加することになり、協定書を取り交わした。</p> <p>・実験排水処理設備運転保守業務など、13件の複数年契約を締結し、取組を推進した。</p> <p>・物品の調達において、飼餌料など、新規案件18件を含め合計262件の単価契約を実施し、取組を推進した。</p> <p>・水産技術研究所においては、前年度に引き続き、事業所毎に調達していた案件について、経済性を考慮して、飼料など、取りまとめて単価契約を実施した。</p>	<p>・引き続き、取組を推進しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・引き続き、他法人との事務負担の平準化を配慮して4件の共同調達を実施したほか、新たに他法人と協定書を取り交わしており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・業務の合理化・効率化が図られる13件の複数年契約を締結し、取組を推進しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・新規案件18件を含む262件の単価契約を締結し、取組を推進するとともに、研究所においても、引き続き、取組を推進しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p>

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>(3) 人材の育成・調達等合理化の取組の推進に係る情報の共有</p> <p>① 調達合理化の取組を推進していく上で、人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、各研究所等の契約事務担当者を対象にした契約事務研修の実施や、外部機関で行われるセミナーや研修等にも積極的に参加し、契約事務担当者の事務能力向上を図る。 【契約事務研修の実施と外部研修等への参加】</p> <p>② 契約事務担当者会議を開催し、各研究所等における調達等合理化の取組内容、契約監視委員会や本部競争入札等推進委員会の審議内容、委員の意見等について情報共有を図る。 【契約事務担当者会議の開催】</p> <p>3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）</p> <p>(1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の確立 競争性のない随意契約のうち新規締結案件については、本部の競争入札等推進委員会（総括責任者は理事（総務・財務担当））において、会計規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可能性の観点から事前審査を行う。 【本部競争入札等推進委員会における審査件数】</p>	<p>・旅費の削減及び業務効率化のため、web会議により各研究所等の契約事務担当者を対象に契約事務研修を実施した(13名参加)。</p> <p>・契約事務研修において、予定価格積算に関する科目の実施や会計検査院eラーニング資料「令和4年度決算検査報告説明会」を活用し、契約担当者の事務能力向上を図った。</p> <p>・政府出資法人等向け入札談合等関与行為防止法等研修会（公正取引委員会オンライン配信）（12名参加）、官公需確保対策地方推進協議会（中小企業庁オンライン研修）（8名参加）、情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修（総務省オンデマンド配信）（8名参加）等へ参加して取組を推進した。</p> <p>・旅費の削減及び業務効率化のため、web会議により契約事務担当者会議を開催（86名参加）し、各研究所等における調達等合理化の取組内容、契約監視委員会や本部競争入札等推進委員会の審議内容、委員の意見等について情報共有を図った。</p> <p>・競争性のない随意契約のうち新規締結案件については、本部の競争入札等推進委員会において、会計規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可能性の観点から、事前審査を行った（5件）。</p>	<p>・契約事務研修を実施するとともに、外部研修等へ参加して契約事務担当者の事務能力向上を図っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・契約事務担当者会議を開催して情報共有を図っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・競争性のない随意契約のうち新規契約案件について、本部の競争入札等推進委員会における事前審査を5件行っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p>

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>(2) 不祥事の未然防止のための取組</p> <p>① 公的研究費の適正執行に向け、全役職員を対象としたe-ラーニング等を活用した研修を実施するとともに、講義・講演型の研修会等を実施する。また、役職員向けに作成した「公的研究費使用ハンドブック」を活用して、研究費使用に関するルールや手続きの周知徹底を図る。</p> <p>【e-ラーニング研修等の実施】</p> <p>② 納品の際、研究・教育部門等の職員が検収した案件について、事務部門の職員による事後確認を実施する。</p> <p>【検収に係る事後確認の実施件数】</p> <p>③ 本部の契約担当部署が各研究所等に対し、契約事務全般についてのモニタリングを実施する。</p> <p>モニタリングの結果は、理事長を委員長とする内部統制委員会に報告する。</p> <p>【契約事務モニタリングの実施】</p> <p>④ 内部監査において、調達に係る事務手続きプロセスの適正性の検証や契約相手方も含めた関連書類の整合性の検証を実施し、内部統制機能の有効性、妥当性等の確認を行うことにより、不祥事リスクの早期発見に取り組む。</p> <p>【内部監査の実施箇所数】</p>	<p>・公的研究費の適正執行に向け、受講対象職員向けに「公的研究費の不正使用とその対応」及び「研究活動における不正行為とその対応」をテーマとしたe-ラーニング研修を実施した（受講率100%）。</p> <p>・役職員向けに作成した「公的研究費使用ハンドブック」を活用して、研究費使用に関するルールや手続きの周知徹底を図るとともに、四半期毎に公的研究費使用ハンドブックの内容をベースとした映像教材を内部向けに発信し、周知徹底を図った。</p> <p>・調査で使用する消耗品購入などの案件を研究・教育部門の職員が直接実施した納品・検収について、事務部門の職員による事後確認を実施した（223件）。</p> <p>・契約事務全般についてモニタリングを3事業所に対して実施した。</p> <p>・モニタリングでは庁舎外の現場において履行され検査が行われた案件について、証拠となる資料等により検査状況を確認した。結果については、内部統制委員会に報告した。</p> <p>・調達に係る事務手続きプロセスの適正性の検証や契約相手方も含めた関係書類の整合性の検証に関する内部監査を11事業所に対し実施、内部統制機能の有効性、妥当性等の確認を行い不祥事リスクの防止・早期発見に取り組んだ。</p>	<p>・受講対象職員にe-ラーニング研修を実施しており、目標を達成した。</p> <p>【引き続き実施する】</p> <p>・事務職員により223件の検収に係る事後確認を実施しており、目標を達成した。</p> <p>【引き続き実施する】</p> <p>・契約事務モニタリングを実施するとともに、内部統制委員会に報告しており、目標を達成した。</p> <p>【引き続き実施する】</p> <p>・調達に係る事務手続きプロセスの適正性の検証や契約相手方も含めた関連書類の整合性の検証に関する内部監査を11事業所に対して実施しており、目標を達成した。</p> <p>【引き続き実施する】</p>